

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県総合保養地域における県税の特例措置に関する条例	公 布 日	昭和63年9月30日
条例番号	昭和63年三重県条例第27号	直近改正日	平成18年6月30日
所管部局課	総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要	ゆとりある生活のための利便の増進及び地域の振興を促進するため、総合保養地域整備法第5条第5項の規定に基づき同意を得た基本構想(以下「同意基本構想」という)の重点整備地区内において、同法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる施設に該当する特定民間施設のうち総合保養地域整備法第9条の地方公共団体等を定める省令第2条に規定するものを同意基本構想に従って設置した者についての県税の特例(不均一課税)に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の不均一課税に関する規定は、条例で定めることが必要である。この条例は、ゆとりある国民生活のための利便の増進及び地域の振興を促進するために必要な県税の特例措置を講ずることを目的として制定されたものであるが、今後、特例措置が適用となるような施設整備の実現は難しい。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	いいえ	平成23年3月31日で適用期限切れとなっており、今後、特例措置が適用となるような施設整備の実現は難しいことを考慮すると、県税の特例による関与を行っていく必要性は低いと考える。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	適用期限切れとなっており、事務は現在行われていない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の不均一課税に関する規定は、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方税法 総合保養地域整備法
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	実務上の事務手続は、条例に基づき行われていたが、適用期限切れとなっており、現在は行われていない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である県税の特例(不均一課税)を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ	現状では適用期限切れとなっており、今後、特例措置が適用となるような施設整備の実現は難しいことを考慮すると、効果は疑問である。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の不均一課税の規定は条例で定めることが必要であるため、一部であっても規定を廃止した場合、特例を適用することができなくなる。しかし、現状では適用期限切れとなっており、今後、特例措置が適用となるような施設整備の実現は難しいことを考慮すると、廃止したとしても明らかな支障は認められない。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、 県税の不均一課税の規定は条例で定めることが必要であり、廃止すべき規定はない		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい	県税の特例に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	特例の対象は、総合保養地域整備法第5条第5項の規定に基づき同意を得た基本構想の重点整備地区内に限られるが、当該地域及びその周辺の地域の振興を図るだけでなく、ゆとりのある国民生活のための利便の増進をも目的としていることから、効果は一部の県民に限られていない		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
その他 点検・ 見直し 結果	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無	
	改正・ 廃止の 必要は ない 当条例は「三重サンベルトゾーン」構想の推進のために制定されたものであるため、同構想の取扱いに準拠することとする。			無	無